乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和元年5月分)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	富士ハイヤー株式会社 （法人番号９４３０００１０４３９１３） 代表者小清水行彦	北海道恵庭市住吉町二丁目１番３号	本社営業所	北海道恵庭市住吉町２丁目１番３号	R1.05.29	文書警告	道路運送法第２３条第3項他２件	平成３０年１１月１５日及び平成３０年１２月１７日、新規許可を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）運行管理者の選任解任届出違反（道路運送法第２３条第３項）、（２）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項）、（３）自動車に関する表示義務違反（道路運送法第９５条）	０	０
	以下余白									